第53号議案藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

今条例は、番号法（マイナンバー）施行に伴う条例改正です。10月1日に全ての市民に12ケタの個人番号を送付通知し、来年1月1日から稼働させることに伴うものです。

　これまで、市は市民の個人情報（氏名、生年月日、その他の記述による特定の個人を識別できるものとされています）を把握し、その管理や利用目的は個人情報保護条例に明確に規定されています。

　今回、ナンバー法が施行されることにより、この個人情報に加え、新たに出来た12ケタの個人番号を従来の個人情報と包括して、それを新しく特定個人情報と規定し、そしてその特定個人情報を保護するための条例であります。

しかし、ナンバー法に伴う法改定は、年金機構の125万人の情報流失を契機に、市民の不安もかつてなくたかまっており、事実として市民生活にとって重大な問題をもたらす可能性が高い内容をはらんでおります。現段階での市の体制と方策について3点質疑します。

（問）特定個人情報がどこまで提供されるのかの問題です

新しい条例案において、第6条の2のところで、市は「利用目的以外の目的では特定個人情報を利用してはならない」と新しい条文を加えた。この条文中の“利用できる特定個人情報“はどこまでで、利用できない特定個人情報は何を指すのか

（現行の藤枝市個人情報保護条例によれば、市の個人情報利用範囲について、個人情報取扱事務以外の為の市役所内部での利用及び市役所以外での利用を禁じ、例外として本人の同意がある時や、報道等で既に公にされているときなど明確に定められている。これは市民が聞いてはっきりとわかる範囲で利用の目的が提起されているが、それと比較して特定個人情報はどこまでが市は利用していいのか、ダメなのか。市民に分かりやすく説明する事が出来るか）

（答）第６条の２第１項の利用目的については、特定個人情報を取り扱う個別具体的な事務の根拠となる法律条例等の目的に沿った範囲で利用できる。

第６条の２第２項の利用の制限の規定によるほか、事務の根拠となる法律、条例等の目的を越えて利用することはできない。

（問）特定個人情報の利用範囲が今後広がることに関しての市の認識です。

今国会で審議されている番号法改定案（通告後、年金機構問題でいったん先送りになったが、拡大する方針自体は捨てていない）では、すでに定められている特定個人情報の定義である税、社会保障、災害情報の3分野情報に加え、新たに預貯金口座、特定健診、予防接種情報など公的機関だけでなく、民間が扱う分野にまで広げることを打ち出している。更に今後の方針として診療報酬明細、戸籍や旅券、自動車登録にまで範囲を広げる事を掲げている。

行政は情報を一元管理できるという利点を強調するが、市民にとっては、こうしたプライバシーにかかわる様々な個人情報が芋づる式に流出する危険がある。現在の、税、社会保障、災害情報の3分野だけでも、市民の懸念が強くあるが、更に国が特定情報の範囲を広げれば、藤枝市はそれいうがままに特定情報の範囲を広げることになるのか。

（答）「特定個人情報の範囲の拡大について」

ですが、番号法における個人番号の利用範囲が拡大されれば、本市でも特定個人情報の利用の範囲も広がる。

（問）かつてない規模での個人の情報が判明する特定個人情報が、守秘義務がなくなることで絶対安全で言えるかどうかです。

第7条（オンライン結合による提供の制限）改定で、情報提供ネットワークを利用し特定個人情報は市以外の機関に提供できるようになっている。（個人情報は本人の同意なく市から外部機関への提供は出来ない（守秘義務）とされていたが、個人情報を含めた特定個人情報は、オンライン結合によって外部機関に提供されることになる）

先の年金機構の125万件の個人情報流出事故は、公的機関であれ個人情報管理には絶対安全がないことを示している。それに対してマイナンバーが大丈夫かという懸念は市民にとって当然であるが、今年10月から番号通知、来年1月から制度開始という残り時間が少ない中で、不安を払拭できる対策を今条例等で示すことが出来るか。

（答）「個人情報流出への対策について」

人的な情報漏洩対策として、条例第４５条から第４９条までの懲役刑を含む厳しい罰則により対処することとしております。

外部からの攻撃に対しては、国の指導に従い、強固なセキュリティシステムの構築等により万全を期す。

（問）一括

１：

条例の内容と法律の内容を整理すると、これまでの個人情報は市役所内部であっても課をまたいだりするなどの目的外の利用をしてはならない、又は外部に提供してはならないとされていたのを、特定個人情報（個人情報＋個人番号）は、市役所内部での利用は個人情報以上に制限をするが、外部への提供は法律の定めによる。その定めは、「地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供できるとき」と漠然としている。（個人情報が外部に提供はできないとされている一方で）

それが、現在市民がどれだけ自分に関する情報、税、社会保障、災害情報の他、預貯金の口座、予防接収履歴などを打ち出していているからこそ、市民が心配しているのであって、それがどこまでか条例を定める以上は、市民に明らかにする必要があるのではないか。

２：

範囲を広げる改定案はいったん今国会では見送りとなったが、再度出てきた際に、市民に納得が広がっていない状況でもそのままに条例等で特定個人情報の範囲を広げるのか

３：

　国が安全だといっていたのが今回の漏えい事故で、それが市民の不信をかっている。分散管理するから大丈夫だといっているが、システムのかなめになり、かつ、自治体と国が情報のやり取りを行う中間サーバーは全国に1か所だけで、ここに1億2千万全国民の情報が集まる。しかも、それにつながる端末の範囲を民間にまで広げる事で、市民が危機意識を持つのは当然だ。こんなリスクの高いことを「強固なセキュリティだ」「万全だ」という事は安全神話そのものではないか。だからこそ、諸外国では一元ではなく分野別の番号に切り替えて行っているのではないか。

（答）

１：提供範囲の拡大

　たとえで言えば市長部局と教育部局との連携だが、現在洗い出し作業を鋭意進めている。今後過程の中で、必要性について精査をしていく。慎重に対応する。

　国の方で児童虐待を早期発見するシステム活用事例を紹介している。

２：利用範囲の拡大

　番号法に書かれている通り、拡大すれば本市においても利用範囲が広がる

３：中間サーバーの安全性

　制度面システム面両面で強固な対策が講じられている。例えば、特定個人情報保護強化などのシステムや、番号を暗号化するなど。万全な対策を構築していく。